

岩手県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
医療法人社団帰厚堂	紫波郡矢巾町大字 広宮沢第1地割2 番地181	南昌病院・敬愛荘 訪問入浴介護事業 所	訪問入浴介護やは ば	紫波郡矢巾町大字 又兵エ新田第6地 割15番地5	平成24年1月1日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
医療法人社団帰厚堂	紫波郡矢巾町大字 広宮沢第1地割2 番地181	南昌病院・敬愛荘 指定居宅支援事業 所	やはば指定居宅支 援事業所	紫波郡矢巾町大字 広宮沢第1地割字 南昌山2番地181	平成24年1月1日

3 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
医療法人社団帰厚堂	紫波郡矢巾町大字 広宮沢第1地割2 番地181	南昌病院・敬愛荘 訪問入浴介護事業 所	訪問入浴介護やは ば	紫波郡矢巾町大字 又兵エ新田第6地 割15番地5	平成24年1月1日